

屋外広告物基準 他自治体比較表

自治体	区域	はり紙・はり札等	立看板等			広告旗		広告幕
		面積	縦	横	脚の長さ	面積	相互間	面積
古賀市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	—	—	独立広告に固定しているものは独立広告の基準を含む 壁面広告のように固定しているものは壁面広告の基準を含む
福岡県	①	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	1㎡以内	—	1/3以内(1壁面) 壁面広告を含む
	②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	1㎡以内	—	3/5以内(1壁面) 壁面広告を含む
福津市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	2㎡以内	4本以上から3m以上	15㎡以内 外周を固定しているものは広告板の基準
宗像市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	2㎡以内	4本以上から3m以上	15㎡以内
太宰府市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	2㎡以内	—	15㎡以内
大牟田市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	—	—	—
中間市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	—	—	—
久留米市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	—	—	—
小郡市	①②	1㎡以内	2m以下	1m以下	0.3m以下	2㎡以内	4本以上から3m以上	15㎡以内
北九州市	①②	1㎡以内	1.8m以下	0.9m以下	0.3m以下	1.8m×0.6m	—	枠を固定したりパネル状にしたり表示面が固定されたものは広告板の基準

古賀市と同基準

福岡県と同基準

他市基準

地域		古賀市の用途地域等
①	第1種許可地域 (住居系の地域)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、市街化調整区域、特定用途制限地域(田園居住地区)
②	第2種許可地域 (商工業系の地域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 特定用途制限地域(筑紫野古賀線沿線地区)